

## 評価書（個票）

事務・事業名	診療報酬請求書の審査	担当課 (担当課長)	保険局国民健康保険課 (国民健康保険課長 榎本 健太郎)
根拠法令等	国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 第45条第6項・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第70条第5項・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第14条等	類型  指定等の形態	その他  指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設趣旨 昭和59年、医療保険制度改革における医療費適正化策の一環として、特別審査制が導入され、一定点数以上の高度の専門性を要する診療報酬請求書を中央で集中して取り扱い、審査の効率化・厳格化を図ることとした。</p> <p>この実施団体として、国民健康保険の通常の診療報酬請求書の審査を行っている国保連合会が共同で設立した国保中央会が指定を受け、高度な知識を有する専門家からなる特別審査委員会を設置し、審査の充実・強化を図っている。</p> <p>○事務・事業の概要 一定点数（医科40万点、歯科20万点等）以上の診療報酬請求書の審査（特別審査）を行うため、特別審査委員会が置かれ、同委員会には、医科部会、歯科部会、再審査部会の各部会が設置されている。高点数の診療報酬請求書の審査を中央で集中的に行うことでの、審査の効率化、厳格化、審査格差の是正を図っている。</p> <p>○事務・事業の改正経緯 国保中央会で継続して実施。</p>		
事務・事業の目的	高度の専門性を要する診療報酬請求書の審査を中央で集中的に行うことにより、審査の効率化・厳格化を図るため。		
関連する政策目標	—		
関連する業績指標	—		
指標の目標値等	—		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	別紙のとおり。		
事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度） 年間取扱件数 31,619件、査定額 6,095,142千円</p> <p>○事業収入（平成27年度） 負担金収入 299,076千円</p>		

国からの補助金等	○国民健康保険団体連合会等補助金（平成28年度予算額）：593,749千円 内容：レセプト審査体制の向上の推進に要する費用
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	レセプトのシステムチェックにおけるプログラム精度の向上やチェック項目数の追加により、審査事務共助を強化した。今後は、審査の効率化を図るとともに、医療費の一層の適正化を図る。
事務・事業の必要性等・有効性	<p>○事務・事業の必要性 高度な専門知識を持ち合わせた審査委員による審査を中央で集中的に行うことは、審査の効率化・厳格化、審査格差の是正など医療費適正化対策の一環として必要である。</p> <p>○事務・事業の妥当性 特別審査委員会による審査は、高度専門化する医療に対応し、増嵩する医療費の適正化を行う上で不可欠である。</p> <p>○事務・事業の有効性 特別審査の効果として、約61.0億の医療費の削減（査定額）が図られている。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性	<p>○指定等を行う妥当性 仮に特別審査を国で実施するとなれば、審査システムの開発、事務共助を担当する人員の確保等が必要となることから、大幅な定員増となるとともに、審査の専門的技量の習得に時間を要する。また、診療報酬請求書の審査に当たっては、診療側（医療機関）と支払側（保険者）のどちらか一方に偏らない公平中立な観点から審査を行う必要があること、紛争処理的な機能を持っていること、個人情報の厳格な取り扱いが必要であることなどのため、指定制度を採用しているところである。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性        - 指定等の基準の妥当性        特別審査を行う法人については、保険者代表、診療側の代表、公益代表の3者構成による特別審査委員会が設置されていることを厚生労働大臣が確認する必要があり、国保中央会はこの基準に合致している。</p> <p>- 実施主体としての指定等法人の適格性        国保中央会は、国民健康保険の通常の診療報酬請求書の審査を行っている国保連合会が共同で設立した中央団体であり、特別審査制度の目的から実施主体としての適格性を有している。</p>
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	○一定点数以上の高度の専門性を要するレセプトを中央で集中して取り扱い、審査の効率化、厳格化を図ることを目的としている特別審査は、増嵩する医療費の適正化を行う上で不可欠。よって、指定制度及び国保中央会の指定を継続する。
備考	

## 別紙

合計 1 法人

・公益社団法人国民健康保険中央会

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠						
公益法人（1 法人）									
（公社）国民健康保険中央会	昭和59年10月	03-3581-6821	<p><b>【料金等】</b> 特別審査委員会負担金 299,076 千円</p> <p><b>【積算根拠】</b> <b>&lt;考え方&gt;</b> 毎年度の特別審査委員会における診療報酬請求書の審査業務に必要な経費を国保連合会に求めるに当たり、各連合会の負担金について審査件数の変動による増減幅を小さく抑えるために特別審査件数割の他に各連合会の規模割（総レセプト件数割）と均等割を採用している。</p> <p><b>【299,076 千円の内訳】</b></p> <table><tbody><tr><td>(1) 特別審査件数割</td><td>127,006 千円</td></tr><tr><td>(2) 規模割（総レセプト件数割）</td><td>151,061 千円</td></tr><tr><td>(3) 均等割</td><td>21,009 千円</td></tr></tbody></table>	(1) 特別審査件数割	127,006 千円	(2) 規模割（総レセプト件数割）	151,061 千円	(3) 均等割	21,009 千円
(1) 特別審査件数割	127,006 千円								
(2) 規模割（総レセプト件数割）	151,061 千円								
(3) 均等割	21,009 千円								